



# 宇城市景観計画の策定について

宇城市は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観行政団体となり、このたび宇城市景観計画を策定しましたのでお知らせします。

## ■ 景観行政団体とは

「景観行政団体」は、景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体であり、自治体独自の景観形成方針や規制策を定めた景観計画を策定することができます。

## ■ 景観計画とは

美しく豊かな景観を守り育て、潤いのある生活を創り出すため、宇城市が目指す景観や、それを実現するための方針・方策を示した宇市の総合計画です。景観計画には、景観形成の理念、計画の範囲、景観づくりの推進体制、行為の制限に関する事項などを定めています。

## ■ 景観計画策定に伴う届出

宇城市景観計画に定める行為を行う場合、着手の30日前までに届け出が必要です。届出が出されたものは、形態や色彩などについて宇城市景観計画に記載された景観形成基準に基づいて指導を行います。

届出様式、宇城市景観計画は宇城市HPに掲載しています。

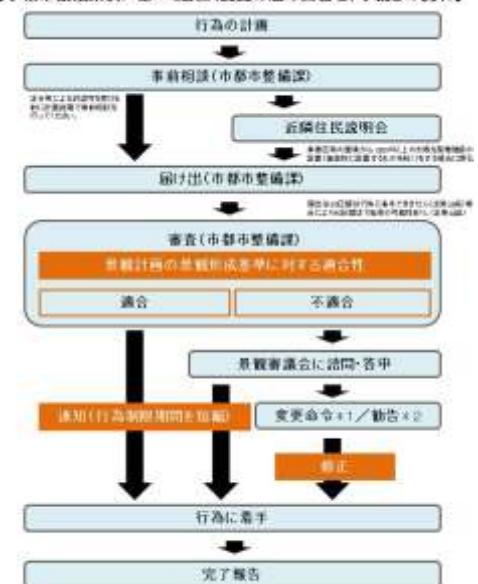
宇城市景観計画策定後(H25.8.1以降)	
届出対象	宇城市景観計画で定められた地域での一定規模以上の行為(※1)
審査基準	宇城市景観計画で定められた景観形成基準(※2)
届出先	宇城市土木部都市整備課(※3)

※1 届出対象行為の概要については裏面をご参照ください。

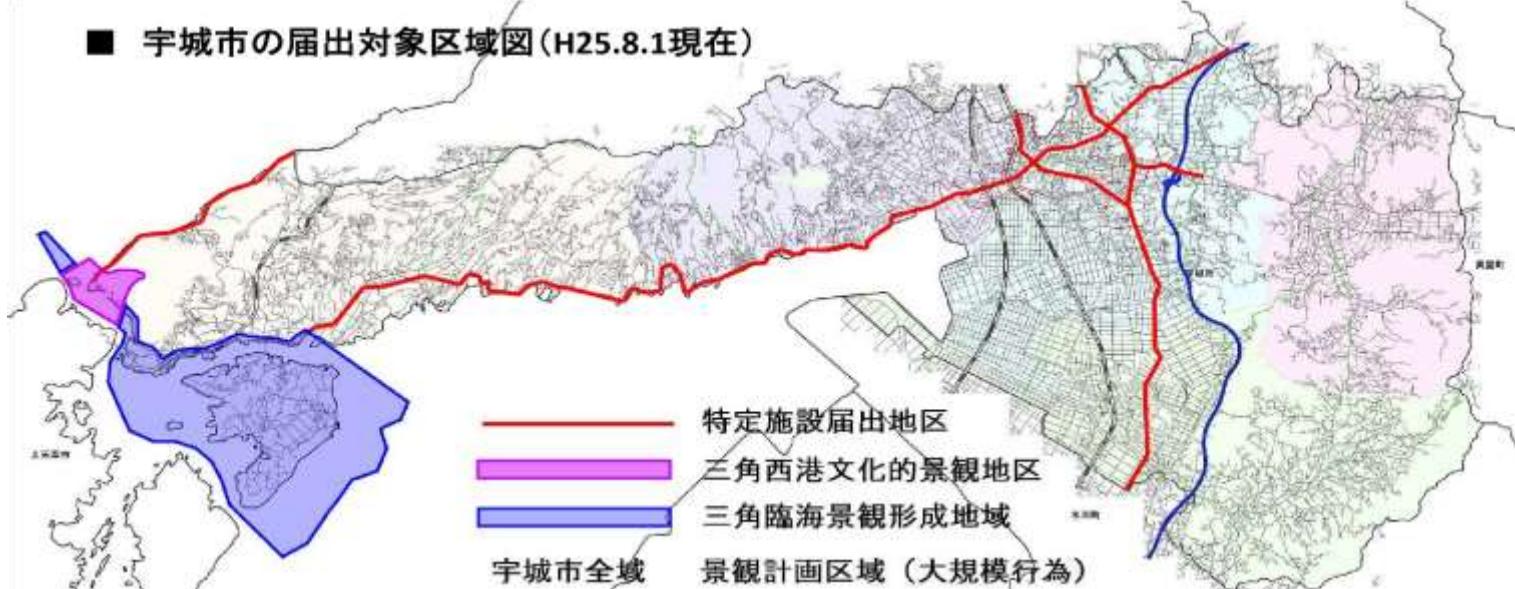
※2 届出対象となっていない行為についても景観計画の内容を踏まえた景観形成を行ってください。

※3 熊本県屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物に関しては、宇城市景観条例施行後、宇城市景観計画策定後もこれまでどおり熊本県宇城地域振興局へ許可申請を行っていただき、景観に関する内容について宇城市が確認します。

【宇城市景観条例に基づく届出(変更の届け出含む)手続きの流れ】



## ■ 宇市の届出対象区域図(H25.8.1現在)



問い合わせ先:宇城市土木部都市整備課(0964-32-1111)／toshiseibika@city.uki.lg.jp

○宇城市内における届出対象行為の概要(令和4年10月1日改訂)

行為（※1）	届出の必要な規模（※2）等の範囲の概要		
	大規模行為（市全域）	特定施設届出地区 (指定道路の路端から両側 20m)	景観形成地域 (三角西港文化的景観地区、三角臨海景観形成地域)
建築物（※3）の新築、増築、改築、移転及び撤去、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 13m を超えるもの</li> <li>・建築面積が 100 m<sup>2</sup> を超えるもの、かつ、延床面積が 200 m<sup>2</sup> を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設（※6）で当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m<sup>2</sup> を超えるもの</li> <li>・当該行為に係る部分の面積が 10 m<sup>2</sup> を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積が 10 m<sup>2</sup> を超える建築物</li> </ul>
工作物（※4）の新築、増築、改築、移転及び撤去、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 13m (電気供給又は有線電機通信のための電線路又は空中線の支持物については 20m、太陽光発電施設については太陽光パネル又は架台を対象とした上端と下端との目付け高さ 13m) を超えるもの（※9）</li> <li>・高さが 2 m を超え、かつ、長さが 50m を超えるもの（柵、塀）</li> <li>・工作物の敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超えるもの（※8） ※県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設と同一敷地内でこれに附帯する以下の施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 5m を超えるもの（※7） (記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱 等)</li> <li>・高さが 1.5m を超えるもの（柵、塀、太陽光発電施設）（※7）（※9）</li> <li>・高さが 10m を超えるもの（※7） (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)</li> <li>・高さが 5m を超えるか、又は建築面積が 10 m<sup>2</sup> を超えるもの（※7） (遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等)</li> <li>・敷地面積が 100 m<sup>2</sup> を超えるもの（太陽光発電施設）（※8）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 5 m を超えるもの（※7） (記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱 等)</li> <li>・高さが 1.5m を超えるもの（柵、塀、太陽光発電施設）（※7）（※9）</li> <li>・高さが 10m を超えるもの（※7） (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)</li> <li>・高さが 5 m を超えるか、又は建築面積が 10 m<sup>2</sup> を超えるもの（※7） (遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等)</li> <li>・敷地面積が 100 m<sup>2</sup> を超えるもの（太陽光発電施設）（※8）</li> </ul>
広告物の設置又は外觀の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積が 1 m<sup>2</sup> を超えるもの (但し、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出期間が 90 日以内のもの等を除く)</li> </ul>		
屋外における自動販売装置の設置			<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべてを対象</li> </ul>
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の外觀の変更に係る土地の面積（※5）が 3,000 m<sup>2</sup> を超えるもの</li> <li>・高さが 5 m を超え、かつ長さが 10m 超える法面又は擁壁が生じるもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積が 500 m<sup>2</sup> を超えるか、又は高さ 1.5m を超える法面又は擁壁が生じるもの</li> </ul>
土地の区画形質の変更 (土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更に係る土地の面積（※5）が 3,000 m<sup>2</sup> を超えるか、又は高さが 5m を超え、かつ、長さが 10m を超える法面又は擁壁が生じるもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更に係る土地の面積（※5）が 500 m<sup>2</sup> を超えるか、又は高さが 1.5m を超える法面又は擁壁が生じるもの</li> </ul>
木竹の伐採又は移植	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域面積（※5）が 10,000 m<sup>2</sup> を超える行為のうち、維持管理のための伐採又は移植以外の行為</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採面積が 500 m<sup>2</sup> を超えるか、又は高さ 10m を超える木竹の伐採（但し、林業等を営むため、又は木竹の保育のために通常行う行為等を除く）</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 2 m を超え、かつ面積が 500 m<sup>2</sup> を超え、かつ集積等の期間が 90 日を超えるもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・90 日を超えて、高さが 1.5m を超えるか、又は水平投影面積が 100 m<sup>2</sup> を超えて堆積するもの（但し、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ 1.5m を超えて堆積するもの）（外部から見通すことのできない場所における物件の堆積は除く）</li> </ul>

※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第 16 条第 7 項に規定される行為は適用除外となります。

※2 規模は、増築等にあっては、増築後の規模とします。

※3 建築物とは、建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物とします。（工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。）

※4 工作物とは、宇城市景観条例施行規則に掲げる工作物とします。

※5 水平投影面積とします。

※6 特定施設とは、宇城市景観条例及び景観条例施行規則に掲げるものとします。（パチンコ屋、ゲームセンター、モーテル、ガソリンスタンド、レストラン、物品販売店、レンタルビデオ店、ホテル 等）

※7 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとします。工作物において、増築又は改築後の高さ、又は増築面積が各届出対象規模を超えるものを含みます。

※8 当該土地に隣接し、又は近接する区域に既に存する工作物と一体的に管理を行う場合については、当該工作物の敷地の用に供する土地の面積も含みます。

※9 太陽光発電施設とは、宇城市景観条例第 2 条第 7 項に定めるものとする。

注：「届出対象行為」に含まれないすべての景観形成に係わる行為についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は「景観形成基準」に適合するよう配慮するものとします。